

『地域医療連携推進法人制度 法案を国会に提出—厚労省』

厚生労働省は4月3日、「医療法の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出した。項目は大きく「(1) 地域医療連携推進法人制度の創設」「(2) 医療法人制度の見直し」の二つ。特に(1)は、既報の通り今後の地域における医療機関相互の機能分担および業務連携を推進する転換点ともなるべき制度として、いよいよ法律の成立に向け動き出す。概要は、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は都道府県知事の認定を受けることができる。**参加法人は、病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人（介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する非営利法人も参加可）**。主な認定基準は、地域医療構想区域を考慮して、病院等の業務の連携を推進する区域を定め、地域の関係者等を構成員とする評議会の参画を明確化しており、参加法人の予算、事業計画等の重要事項は地域医療連携推進法人の意見を求めること、としている。実施する業務は、上述連携業務に加え、医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務（出資業務も一部可能）。

また、(2) 医療法人制度の見直しでは、**医療法人の分割等に関する事項も都道府県知事認可を前提に、必要な規定が整備されている。**



『年金事務所の調査 さらに強化の方向』

既報の通り、年金事務所は、社会保険未加入企業に対する指導を強化している。

新聞でも報道された通り、国税庁から給与支払い実績がある事業所のデータを入手、一件一件突合して未加入企業のあぶり出しを行っているようだ。さらに、ここにきて各人の給与支払額まで抑えている可能性が指摘されている。

実際、すでに社会保険に加入している被保険者が別の事業所に勤務しているケースで、個人を特定して、その別の事業所での勤務実態を確認する連絡が入ることがある。つまり、社会保険の保険料逃れのために、A社では非常勤扱いで高額の給与を受け取り、B社では常勤で最低賃金レベルの給与を受けることがある。この場合に社会保険の加入は、保険料算定基礎が低額なB社での加入を行うわけだが、年金事務所はこのようなケースでA社での勤務実態を確認しているようだ。現状、非常勤である旨の報告を行うことで、ひとまず収束することがほとんどだが、今後、非常勤であることを証明する書類の提出等が求められることもあり得るだろう。**マイナンバー導入により、今後さらに所得の把握が容易になることが予想されている。社会保険料逃れのために書類の偽造等を行えば思わぬトラブルになりかねない。長期的視野に立った慎重な対応が求められている。**

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM） ※本記事・内容の無断転載を禁じます。